

西尾市告示第 70 号

西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号）第18条の2第1項及び西尾市国民健康保険税条例（昭和43年西尾市条例第12号）第26条第1項の規定に基づき、令和6年1月18日西尾市告示第2号において別途市長が定める期日については、次に掲げるとおりとする。

令和7年9月29日

西尾市長 中 村 健



対象となる申告等の期限及び期日

対象となる申告等の期限				期日
1	普通徴収に係る 個人市民税の納 期限	令和5年度分	第4期	令和7年10月31日
		令和6年度分	第1期～第4期	
		令和7年度分	第1期及び第2期	
2	固定資産税及び 都市計画税の納 期限	令和5年度分	第4期	
		令和6年度分	第1期～第4期	
		令和7年度分	第1期及び第2期	
3	軽自動車税（種別 割）の納期限	令和6年度分	全期	
		令和7年度分	全期	
4	国民健康保険税 の納期限	令和5年度分	第7期及び第8期	
		令和6年度分	第1期～第8期	
		令和7年度分	第1期～第3期	
5	1の項から4の 項に掲げる期限 以外の申告等の 期限		令和6年1月1日から 令和7年10月31日 までの間に期限が到来 するもの	

指定地域

都道府県名	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町